

# 松原市男女共同参画センター



## ☆ かがやきだより ☆

第1号（2020年6月1日）

### ～発刊にあたり～

今回、「かがやきだより」を発刊することとなりました。松原市の男女共同参画事業が市民の皆さんにとって、わかりやすく、身近なもので、有意義な事業として定着していけるよう、様々な情報発信を行いながら、皆さんのニーズに合った施策を進めてまいります。

### ～男女共同参画社会とは？～

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第2条より）主な政策としては、女性活躍推進やワーク・ライフ・バランス、女性に対する暴力の根絶などがあります。

### ～6月23日から29日は「男女共同参画週間」～

男女共同参画基本法の公布・施行日である6月23日から29日を「男女共同参画週間」とし、様々な取り組みを通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念を深めることを目指しています。

本市では、松原市男女輝きまちづくり条例や第4期まつばら男女かがやきプランに基づき、「誰もがいきいきと活躍できる松原市」を目指して取り組みを推進していきます。

### ～お互いを尊重し合える社会に～

「ハラスメント」とは、相手の意に反する行為によって不快な感情を抱かせることであり、「嫌がらせ」を指します。重要なのは「行為者がどう思っているのかは関係なく、相手が不快な感情を抱けばハラスメントになる」ということです。また重大な人権侵害でもあります。

近年はハラスメントに関する法律面での対応が進められており、セクハラは「男女雇用機会均等法」、マタハラは「育児・介護休業法」などにおいて具体的なハラスメントの内容が示されています。



## 本市での男女共同参画の取り組み

### ○女性相談(カウンセリング)

女性カウンセラーによる相談。(無料、予約制、ひとり1時間)

### ○女性の起業応援事業

- ・市民向けの起業セミナー
- ・ぷち起業カフェ(毎月第3金曜)
- ・松原 MAJA(マハ)…女性の起業家によるワークショップ



ぷち起業カフェ

### ○母親のためのピアサロン ココ・カラ with 事業

- ・ピアサロン

いつ	なんじ	ところ	ないよう
第 1 火	10:30~13:30	ゆめニティプラザ内 市民活動サポートサロン	一緒にお話ししましょう(相談など)
第 2 土	20:00~23:00	---	LINE でんわ相談
第 3 火	13:00~16:00	ゆめニティプラザ内 市民活動サポートサロン	癒しをテーマに ワークショップ
第 4 月	10:30~13:30	---	LINE でんわ相談

予約&電話相談→070-6540-8814

LINE 相談 QR コード



- ・親子まつり
- ・子育てセミナー

### ○男女共同参画意識の育成事業

『松原子ども探検隊』

小学生を対象に参加者を募集。

まつばらまちの案内人さんをはじめ、学生(大学生、高校生、中学生)のボランティアに協力いただき、子どもと大人と一緒に松原市について学びを深めるための活動をしています。



### ○かがやきフェスタ

男女共同参画事業について市民のみなさんに理解と関心を深めていただくことを目的に、パネル展示や親子クッキング、起業セミナー、ワークショップなど子どもから大人まで楽しめる取り組みを開催。

## ○女性に対する暴力防止事業

- ・DV・デートDVに関する市民向けセミナー
- ・パネル展



すきやから  
いいと思いませんか？



<テートDV啓発冊子>  
人権交流室で配布しています

## ○保育ボランティア派遣事業

市が主催する講座や相談などに、子育て中の方にも参加していただきやすいよう、一時保育を実施。

### ～男女共同参画センター～

本市の男女共同参画社会の実現に向けた施策など実施する拠点として、松原市人権交流センター（愛称：はーとビュー）内2階に男女共同参画センターが設置されています。

センターでは、女性の起業応援事業として、市民向けセミナーや起業に関心のある人に向けた「ぶち起業カフェ」や「女性相談（カウンセリング）」、「母親のためのピアサロン ココ・カラwith」などを実施しています。また、男女共同参画の視点で活動している市民公益活動団体の活動拠点や憩いの場としても利活用の推進をしていきます。

また、1階図書室においても「男女かがやきルーム」として、センター同様、男女共同参画に関するチラシ・パネル・パンフレット等を置き、情報発信をしています。気軽にお越しください。



### チョット豆知識・・・

#### SDGs（持続可能な開発目標）とジェンダー平等と女性のエンパワメント 【SDGsとは・・・】

「人が生きること」に関連し「人権尊重」の考えがベースにある持続可能な開発目標。2015年9月国連サミットにおいて、国連加盟193カ国が17項目に及びるゴールを2016年から2030年まで達成するため、個人や企業・国などが様々な角度から取り組んでいく。

SDGsの5番目の目標である「ジェンダー平等を実現しよう」では、女性に対する暴力や児童婚などの有害な慣行を撤廃することやあらゆるレベルの意思決定への女性の参画の確保、そのための政策や法律などが記されている。

## 【人権交流室・人権交流センターの各種相談】

電話:人権交流センター(はーとビュー)072-332-5705 / 人権交流室 072-337-3101(直通)

### ★DV等に関する相談(面談、電話)

日時:月～金曜日 午前9時～午後5時30分  
場所:松原市役所5階 人権交流室  
人権交流センター(はーとビュー)

### ★人権相談(予約制、無料)

日時:第1・2・3金曜日 午後2時～午後4時  
※6月は電話相談になります  
電話(予約):人権交流室

### ★総合生活相談

人権・就労・進路など日常生活での悩みや心配ごとの相談  
日時:月～金曜日 午前9時～午後5時30分  
場所・電話:人権交流センター(はーとビュー)

### ★女性相談(カウンセリング、予約制、無料)

日時:第1・3木曜日 午前9時30分～午後12時30分  
第2・4木曜日 午後1時30分～午後4時30分  
◎特設相談 6月25日(木) 午後5時～午後8時  
※6月は電話相談になります  
電話(予約):人権交流センター(はーとビュー)

### ★青年自立のための巡回相談会

日時:第3金曜日 午後1時30分～午後4時30分  
場所:市内各公共施設(毎月会場が変わります)  
電話:人権交流センター(はーとビュー)

### ★青年自立支援相談

日時:月～金曜日 午前9時～午後5時30分  
場所・電話:人権交流センター(はーとビュー)

## 【その他の相談】

### DV相談体制の拡充!(内閣府)

◆DV相談ナビダイヤル → 0570-0-55210 → 最寄りのDV相談支援センターに電話  
→電話相談・面談・同行支援・保護等

### ◆「DV相談+(プラス)」～4月20日よりスタート!～

新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛、休業等が起因で、生活不安やストレスからDV等の増加・深刻化が懸念されています。従来のDV相談ナビの取り組みを補完しながら、DV相談体制を強化しています。

※詳細は内閣府ホームページ (<https://soudanplus.jp>)

もしくは右のQRコードからご覧ください!



soudanplus.jp



編集・発行

松原市男女共同参画センター

〒580-0023 大阪府松原市南新町2丁目141番地の1

松原市人権交流センター内

TEL: 072-332-5705 FAX: 072-332-5710

e-mail: jkoryu@city.matsubara.osaka.jp